

公益社団法人日本医師会

防災業務計画

公益社団法人 日本医師会
平成26年4月1日

目 次

第1章 総則	- 5 -
第1節 目的	- 5 -
第2節 基本方針	- 5 -
第3節 組織	- 5 -
第4節 災害医療支援業務	- 6 -
第5節 計画の修正	- 6 -
第6節 都道府県医師会との連絡調整	- 6 -
第2章 災害医療支援業務の準備	- 6 -
第1節 災害医療支援業務計画の作成	- 6 -
第2節 J M A T	- 7 -
第3節 都道府県医師会の災害対策の把握	- 7 -
第4節 災害時の連絡体制	- 7 -
第5節 大規模災害訓練	- 7 -
第6節 防災関係機関等との連携	- 7 -
第7節 被災者健康支援連絡協議会との連携	- 8 -
第8節 災害時の機能確保・維持	- 8 -
第9節 災害医療に関する研修	- 8 -
第10節 災害に対する調査及び研究	- 8 -
第3章 災害応急対策（災害医療支援活動）の実施	- 8 -
第1節 災害発生時における情報の収集及び連絡	- 8 -
第2節 災害対策本部の設置・運営	- 8 -
第3節 現地災害対策本部の設置・運営	- 9 -
第4節 J M A T	- 9 -
第5節 J M A T以外の直接的な災害医療支援業務	- 9 -
第6節 間接的な災害医療支援業務	- 9 -
第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画	- 9 -
第1節 地震予知情報等の伝達	- 9 -
第2節 地震防災応急対策	- 9 -
第3節 地震災害警戒本部の設置	- 10 -
第4節 役員及び事務局職員の緊急招集	- 10 -
第5節 都道府県医師会との連絡調整	- 10 -
第6節 被災者健康支援連絡協議会及び防災関係機関等との連携	- 10 -
第7節 役員及び事務局職員への教育・訓練	- 11 -
附 則	- 11 -
別紙 J M A T 要綱	- 11 -

第1章 総則

第1節 目的

公益社団法人日本医師会防災業務計画（以下「本計画」という。）は、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）が、その定款の定めるところに従い、また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の規定に基づき、災害医療支援活動の内容及び実施に関する事項を定め、円滑かつ適切な災害医療支援活動に資することを目的とする。

第2節 基本方針

日本医師会は、本計画の実施に当たり、都道府県医師会との緊密な連絡調整のもと、国等の災害対応に係る関係諸機関（以下「防災関係機関」という。世界医師会等の国外の組織等を含む。）と相互に連携を図りながら、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を遂行するものとする。

第3節 組織

第1 第3章第2節に定める災害対策本部は、次の組織とする。

- （1）本部長 日本医師会長（以下「会長」という。）。ただし、会長が執務することができない場合は定款第29条第5項及び第6項の規定を準用する。
- （2）副本部長 日本医師会副会長（以下「副会長」という。）。ただし、いずれの副会長も執務することができない場合は定款第29条第6項の規定を準用する。
- （3）本部員 （1）及び（2）以外の役員。
 - ・本部員の内、日本医師会常任理事を常任本部員とする。
 - ・本部長は、常任本部員のうち救急災害医療主担当常任理事を「現場指揮者」（インシデントコマンダー）に選任する。救急災害医療主担当常任理事が執務することができない場合は同副担当常任理事を選任する。同副担当常任理事が執務することができない場合は他の本部員より選任する。
 - ・現場指揮者は、現場指揮、実行、企画、包括支援、財務総務等の調整を担う。
- （4）事務局長 日本医師会事務局長（以下「事務局長」という。）。ただし、事務局長が執務することができない場合は事務局次長以下、役職が上位の事務局職員とする。

第2 災害対策本部は、総務部門、実行部門及び復興支援部門で構成し、執務可能な

役員及び事務局職員を割り当てて業務分担を定める。

第3 災害対策本部は、都道府県医師会との連絡調整のもと、被災者健康支援連絡協議会や防災関係機関等との連携を図り、情報収集及び状況の把握を図るとともに、本章第4節に定める災害医療支援業務を行う。災害対策本部長は、理事会並びに常任理事会にその結果を報告する。

第4 第3章第3節に定める現地災害対策本部は、次の組織とする。

- (1) 本部長 会長の指名する者
- (2) 副本部長及び本部員 会長が必要に応じて指名する者

第4節 災害医療支援業務

日本医師会の災害医療支援業務は、次の業務とする。

- (1) 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣
- (2) 死体の検案に関する医師の派遣又はその協力
- (3) 救援物資の搬送及び配分
- (4) 被災地の保健衛生の確保
- (5) 義援金の受付及び配賦
- (6) 広報活動、その他被災地の地域医療の復興を含む災害医療支援に必要な業務

第5節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第39条の規定に基づき、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正するものとする。

第6節 都道府県医師会との連絡調整

会長は、JMATに関する業務その他について、都道府県医師会との間で緊密な連絡調整を行う。

第2章 災害医療支援業務の準備

第1節 災害医療支援業務計画の作成

会長は、災害医療支援活動を効果的に推進するため、本計画に基づき災害医療支援業務計画（次節に定めるJMAT要綱を除く。）を作成し、日本医師会が実施する災害医療支援活動を明らかにするとともに、必要に応じて関連する連絡協議会や研修等を実施して、会員、都道府県医師会及び郡市区等医師会等への周知徹底に努める。

第2節 J M A T

J M A Tに関する本章に係る事項は、別紙のJ M A T要綱に定めて公表するとともに、会員、都道府県医師会及び郡市区等医師会等への周知徹底に努める。

第3節 都道府県医師会の災害対策の把握

会長は、J M A Tその他災害医療支援活動を円滑に行うため、都道府県医師会の災害対策（医師会ブロック等における協定、都道府県知事等との間で締結された協定、J M A Tに関する組織構築や災害医療に関する研修の実施その他必要な事項）について、必要に応じて調査及び検討を行う。

第4節 災害時の連絡体制

第1 会長は、役員及び事務局職員相互間の連絡体制をあらかじめ定めておく。

第2 会長は、都道府県医師会との間において、情報の収集・連絡体制をあらかじめ定めておく。

第3 会長は、日本医師会館が被災して機能を維持することが困難となった場合に備え、特定の都道府県医師会に対して、都道府県医師会や国等との情報連絡窓口業務を委託する体制をあらかじめ定めておくものとする。

第5節 大規模災害訓練

第1 会長は、南海トラフ地震や首都直下地震等の全国的な対応が必要となる大規模地震を想定し、都道府県医師会との連携、情報の共有及びJ M A Tの派遣等に関する連絡調整等の確立を図るため、日本医師会、都道府県医師会及び防災関係機関等が参加する大規模災害訓練の実施に努める。

第2 大規模災害訓練の内容は、日本医師会に設置する関係委員会において検討を行う。

第6節 防災関係機関等との連携

第1 会長は、国が作成した防災基本計画等を踏まえて、平時から国をはじめとする防災関係機関等との連携体制を整える。

第2 会長は、災害時におけるJ M A Tの活動及び移動、救援物資等の調達及び輸送並びに通信の確保等について、防災関係機関等に積極的に協力を求めるとともに、必要に応じあらかじめ協定を締結する。

第7節 被災者健康支援連絡協議会との連携

会長は、平時から、東日本大震災（平成23年3月11日発生）に際して設立された被災者健康支援連絡協議会及びその構成組織との連携体制を整える。

第8節 災害時の機能確保・維持

会長は、災害時においてもその機能を維持するため、日本医師会館の安全性と電力、水、燃料等を確保する。具体的な内容については、別途定める。

第9節 災害医療に関する研修

第1 会長は、JMATその他の災害医療支援活動に関して、会員、都道府県医師会及び郡市区等医師会その他災害医療関係者を対象とする災害医療に関する研修を実施する。

第2 災害医療に関する研修の内容は、日本医師会に設置する関係委員会において検討を行う。

第10節 災害に対する調査及び研究

会長は、災害医療支援活動が円滑に実施できるよう、過去における災害や国内外の知見を踏まえた調査及び研究を推進する。

第3章 災害応急対策（災害医療支援活動）の実施

第1節 災害発生時における情報の収集及び連絡

第1 会長は、災害が発生した場合（災害が発生する恐れがある場合を含む）には、役員及び事務局職員を招集・参集させ、情報を収集して状況を把握するとともに、日本医師会館に来館することができない役員に対して連絡を行う。

第2 会長は、必要に応じ、災害医療支援業務を除く業務の一部又は全部を停止する。

第3 第1の災害が発生した場合とは、地震に関しては、東京都においては震度5強以上、その他の地域においては震度6弱以上等を目安とする。

第2節 災害対策本部の設置・運営

第1 会長は、必要に応じ、災害対策本部を日本医師会館に設置し、災害医療支援活動の立ち上がりに万全を期す。

第2 会長は、災害対策本部を設置した旨及び当面の方針等について、都道府県医師会、防災関係機関等及び被災者健康支援連絡協議会構成組織に通告するとともに、記

者会見、日医ニュースやホームページ等により、広く医師、医師以外の医療従事者、報道機関や一般国民等に周知する。

第3節 現地災害対策本部の設置・運営

会長は、必要に応じ、災害対策本部と被災地との情報連絡や調整等のため、現地災害対策本部を被災地ないしその近接地域に設置する。

第4節 J M A T

J M A Tに関する本章に係る事項は、別紙のJ M A T要綱に定めて公表するとともに、会員、都道府県医師会及び郡市区等医師会等への周知徹底に努める。

第5節 J M A T以外の直接的な災害医療支援業務

J M A T以外の直接的な災害医療支援業務は、死体の検案に関する医師の派遣又はその協力、救援物資の搬送及び配分や被災地の保健衛生の確保等とし、具体的には第2章第1節に定める災害医療支援業務計画において定める。

第6節 間接的な災害医療支援業務

間接的な災害医療支援業務は、義援金の募集及び配賦、被災患者の医療費負担減免等や被災地の地域医療復興のための公的財政支援等の実現に向けた要望活動、その他当該の災害に関する情報の収集や調査等とし、具体的には第2章第1節に定める災害医療支援業務計画において定める。

本節の業務には、次の災害に備えるための記録の収集・保存や調査研究、当該災害における日本医師会、被災者健康支援連絡協議会及び防災関係機関等の活動内容の検証を含む。

第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

第1節 地震予知情報等の伝達

会長は、東海地震予知情報等の情報の収集及び伝達に当たり、正確・迅速を期するとともに、伝達方法を確立して役員及び事務局職員に周知する。

第2節 地震防災応急対策

会長は、東海地震警戒宣言が発せられてから災害が発生するまでの間において、役員及び事務局職員並びに施設・設備に係る安全対策を行い、緊急に地震防災応急対策を実

施して災害発生に備える。

第3節 地震災害警戒本部の設置

第1 会長は、東海地震警戒宣言が発せられたときは、地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、地震防災応急対策に係る措置を講じる。警戒本部の組織は、第1章第3節の災害対策本部に関する規定を準用する。

第2 警戒本部は、現に災害が発生したときは、災害対策本部に移行する。また、警戒宣言が解除された時は、警戒本部は廃止される。

第4節 役員及び事務局職員の緊急招集

第1 会長は、東海地震注意情報が発せられたときは、役員及び業務の基幹となる事務局職員の緊急招集を行い、警戒宣言発令後に必要な職員の緊急招集の準備、情報の収集その他必要な措置を講じる。

第2 会長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに役員及び地震防災応急対策に必要な事務局職員の緊急招集を行い、地震防災応急対策を実施する。

第3 会長は、就業時間外に緊急招集の連絡方法を確立し、迅速かつ正確に行う。

第5節 都道府県医師会との連絡調整

第1 会長は、本章に関する対応について、都道府県医師会に連絡するとともに、情報の交換等の必要な措置を講じる。

第2 会長は、必要に応じ、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定による強化地域¹を管轄する県医師会に対して適切な対応をとるよう求めるとともに、他の都道府県医師会に対してJMATへの準備等を要請する。

第6節 被災者健康支援連絡協議会及び防災関係機関等との連携

会長は、警戒宣言が発せられたときは、被災者健康支援連絡協議会及び防災関係機関等との連携により情報の収集を行うとともに、可能な範囲で日本医師会の地震防災応急対策について連絡する。

¹ 昭和54年8月7日総理府告示第26号：神奈川県（平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下部の区域）、山梨県（甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域）、長野県（飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域、岐阜県（中津川市の区域）、静岡県（全域）、愛知県（新城市の区域）

第 7 節 役員及び事務局職員への教育・訓練

日本医師会長は、東海地震に関する被害予想、国の東海地震応急対策活動要領等の活動計画について役員及び事務局職員へ周知するとともに、実践的な地震防災訓練を実施し、災害時には職員自らの判断で行動できるようにする。

附 則

(施行期日)

本計画は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別 紙 J M A T 要綱